

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成27年1月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 委託業務件名

休日・夜間電話受付業務委託

### (2) 委託業務概要

ア 休日、夜間等に京都市上下水道局（以下「当局」という。）の事務所へ掛かってきた電話及びファックスへの応答（各事務所から転送される通話に対する応答）

イ アで受け付けた内容に応じた当局の部署若しくは当局局外の諸機関等への連絡、取次ぎ又は対応の依頼等

ウ 各種伝票の作成及び送付

エ 業務報告書の作成及び送付

オ その他委託業務の範囲内で当局が必要に応じ指示する業務

### (3) 履行期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2) 平成19年4月1日以降に、以下のア及びイの業務を、元請として、履行した実績を有すること。なお、ア、イの実績については、同じ業務か異なる業務かを問わないが、履行済みのものに限る。

ア 人口50万人以上の国内の地方公共団体において、電話受付業務を履行した実績

イ 国内の地方公共団体において、水道事業及び公共下水道事業に係る電話受付業務を履行した実績（ただし、1年以上の期間があるものに限る。）

- (3) 当該業務に常勤のオペレータ要員 2 名以上専任で配置することができること。
- (4) 当該業務を統括する管理責任者を 1 名以上配置できること。

なお、管理責任者は常勤の自社社員であることとし、申請日において引き続き 1 年以上の雇用関係があること。

- (5) プライバシーマーク等の個人情報保護に関する認証資格を取得し、個人情報保護の取扱いに関する方針を示した規定（プライバシーポリシー）を定めていること。
- (6) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第 27 条第 1 項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できないものとする。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書の交付

#### (1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### (2) 交付期間

この公告の日から平成27年2月10日(火) (京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

#### (3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書については上下水道局ホームページからのダウンロードもすることもできる。

### 4 競争入札の参加資格の確認手続等

#### (1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(2)から(5)までに掲げる条件に関する書類等

#### (2) 申請書類の提出期間

ア 提出期間

この公告の日から平成27年2月10日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

#### (3) 参加資格の確認の通知について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成27年2月16日（月）に3(1)において掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとする。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成27年2月18日（水）午後5時までに、3(1)の場所に提出すること。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成27年2月20日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 参加資格があると認めた者が、入札日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 仕様書に対する質問

(1) 仕様書に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）を記載、押印した書面（様式不問）を、平成27年2月10日（火）までに、3(1)へ提出することとする（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) (1)による質問を受けた時は、平成27年2月16日（月）に、参加資格を有すると認めた者全員に対し、書面により質問及び回答を交付する。

なお、(1)の質問期限後は、仕様書に対する質問は受け付けない。

6 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成27年2月23日（月）午後1時30分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

7 入札方法

(1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施する。

(2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とする。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載する。

(5) 入札の前に予定価格の公表は行わない。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。最低の価格で入札を行った者が2者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(2) 有効な入札のすべてが予定価格を超過した場合は、再度入札を1回に限り行う。

9 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

10 長期継続契約の取扱い

(1) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、当局は、翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合はこの契約を解除することができる。

(2) (1)により、当局がこの契約を解除した場合において、契約者は、当局が翌年度以降に支払いを予定していた委託料を請求することはできない。

11 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 前金払 無
- (6) 部分払 有
- (7) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

(上下水道局総務部用度課)